

| 令和 7 年度 第 4 回練馬区介護保険運営協議会 会議要録 |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時                            | 令和 7 年 7 月 23 日（水） 午後 5 時 30 分から午後 7 時                                                                                                                                                                                                                                         |
| 場 所                            | 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 出席者                            | <p>（委員 23 名）</p> <p>市川会長、内藤会長代理、石原委員、岩月委員、岩橋委員、太田委員、河原委員、小山委員、竹中委員、野間委員、細山委員、関口委員、山崎委員、奈良委員、臼井委員、高原委員、中村委員、加藤（雄）委員、志寒委員、永沼委員、石川委員、加藤（均）委員、早瀬委員</p> <p>（区幹事 5 名）</p> <p>高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長、ほか高齢社会対策課職員 4 名</p>                                             |
| 傍聴者                            | 1 名                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 題                            | <p>（1）第 10 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて</p> <p>（2）練馬区高齢者基礎調査等について</p>                                                                                                                                                                                                         |
| 資 料                            | <p>1 次 第</p> <p>2 委員名簿および座席表</p> <p>3 資料 1 第 10 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和 9～11 年度)の策定に向けて 計画の方向性について</p> <p>4 資料 2 第 10 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和 9～11 年度)の策定に向けて 国における検討状況：令和 7 年 6 月末時点</p> <p>5 資料 3 練馬区高齢者基礎調査 調査項目(たたき台)</p> <p>〔参 考〕</p> <p>1 介護保険状況報告（6 月分） ※当日机上配付</p> |

## 1 開 会

### 【会長】

ただ今より、第4回練馬区介護保険運営協議会を開催します。委員の出席状況、傍聴者の状況の報告及び配付資料の確認を事務局からお願いします。

### 【事務局】

＜出席状況、傍聴者の状況の報告、配付資料の確認＞

## 2 議 題

### 【会長】

それでは、次第に従いまして、議題に入ります。

議題（1）「第10期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて」について、資料1を高齢社会対策課長から、資料2を委託事業者から説明をお願いします。

### 【高齢社会対策課長】

＜資料1 「第10期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和9～11年度)の策定に向けて計画の方向性について」の説明＞

### 【委託事業者】

＜資料2 「第10期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和9～11年度)の策定に向けて国における検討状況：令和7年6月末時点」の説明＞

### 【会長】

ご質問、ご意見はありますか。

### 【委員】

精神障害者は65歳以上になると、すべて介護保険サービスに移行すると聞いたことがあります。年齢的な事情だけで、障害者サービスと介護保険サービスのどちらの福祉サービスを受けるか決まるのでしょうか。教えていただければありがたいです。

### 【高齢者支援課長】

確かに65歳以上になりますと、障害者サービスより介護保険サービスが優先されるという前提の規定があり、基本的には介護保険サービスから受けていただきます。一方で、障害者サービスの場合は、お一人お一人に合わせて様々な支援が必要ということもございます。練馬区としては、地域包括支援センターやケアマネジャー、障害者サービスを提供している機関と調整しながら、ご本人へのご負担ができるだけ少ないサービス利用ができるようにサポートしています。

【会長】

これは多分に個々の事情によるものであって、練馬区としては丁寧に対応したいという回答があったものと受け止めます。

【委員】

精神障害者の方が高齢者向けのサービスを受けるにあたって、介護保険サービスの施設や事業者に対して苦情を言うということを聞いたことがあります。このことが介護人材を疲弊させることになると思います、気になったのでお伺いしました。

【委員】

確認ですが、前回配付された第9期の主な取組事業の進捗状況の報告ということで、後日訂正が送られてきたのですが、これはどこが訂正なのか。1ページ目の施策1の4-2の地域サロン型で、令和6年度末時点実績で36か所になっていましたが、そこだけの訂正なのか、教えてください。

【事務局】

今、ご質問のありました資料の訂正箇所に関しましては、資料1「第9期(令和6～8年度)練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の主な取組事業の進捗状況報告のうち、9-1「地域包括支援センターの認知度向上」という項目がありますが、そこに関して、令和6年度末時点の実績の数字が間違っていたものですから、そこを修正させていただきました。

次から、修正する箇所をお送りするときには、分かるような形でお送りさせていただきます。

【会長】

今のことに関しては今後改善していきましょう。

【委員】

介護人材確保について、光が丘福祉専門学校が開設したという話を聞きました。学生は主に外国人ということですが、日本人の方で資格を持っていて、事情があって辞めた方の掘り起こしが必要ではないのかと思います。外国人は日本総人口の約3%です。外国人の方に頼らざるを得ない事情があることはもちろん分かるのですが、もっと、働いている日本人の賃上げなど処遇改善をしないと、なかなか難しいのかなという気がしています。

【会長】

ご意見のとおりで、条件を整えなければ、人材は集まらないというのは明らかです。一方で、東京都も国も、財源についての議論で行き詰まっています。どうしたらよいかについて、1つには外国人の方の雇用が挙げられているかと思いますが、実態はかなり進んでいるようです。ある500人規模の特養では、約100人が日本国籍を持たない方であるという例があり、施設の方も対応に追われているようです。今後はそのような状況が増えていくことは想定できますので、どのようなアプローチをするかが重要です。つまり、外国人の方が働きやすい仕組みを整備して、安定した生活基盤も提供できる運営ができるかという議

論にもなるかと思います。東京都ではどうでしょうか。

【会長代理】

東京都も外国人の方の働きやすい環境づくりの取組をしています。周辺自治体よりも充実したものになっていると思います。ほかにも、現在、介護職の人事給与制度に関する検討会が行われています。働きやすさの問題と、給料を上げるためには介護報酬の財源をどうするかという問題で、どのような条件を整えればうまくいきそうなのかということが議論されています。

【会長】

私も4期から8期まで東京都の委員長をやっておりましたが、東京都は財源が豊かです。しかし、人材確保については財源もある程度確保し、施策を展開してもなかなか効果が出ていないという状況があります。基本的に単価の問題が大きいかと思います。これについては皆様方のご意見をお伺いしながら、行政はどうしていくか、練馬区の方針を模索していくことになるかと思います。事実としてケアマネジャーが足りないという数値も出てきているので、懸念しているところです。

【委員】

2点、確認させていただきたいと思います。

1点目は、資料2の8ページに「論点」の上から4つ目の□に「地域のニーズ」というのがありますが、練馬区の場合は、資料1の9ページに8つの調査がなされているという話がありました。その地域のニーズをどのように判断するかというのは、この調査によるということでしょうか。それ以外にも更に踏み込んだニーズを調査する、あるいは確認する予定はあるのでしょうか。

【会長】

調査の項目については、この後に具体的にお示しして、こういう項目は削りますが、こういう項目を追加しますということの説明がありますので、そこで回答させていただいてよろしいでしょうか。

【委員】

分かりました。

もう1点、教えていただきたいことがあります。資料1の1ページの介護保険の部分ですが、一番上の■で介護保険料の増加の説明がありました。テレビの報道などでも、年金生活者が物価高で生活が苦しいという話をよく耳にするところです。先ほどの説明では、そもそも練馬区は介護保険料が高いということですが、それに見合った、充実した事業を行っておられるということでした。そのあたりの実際の具体的な充実度といいますか、保険料を払ったものに見合うような、また区民が、その値上がりに納得できるような事業展開はどのように区民に知らせていただいておりますでしょうか。

【高齢社会対策課長】

一番分かりやすいところでいえば、特別養護老人ホームは現在37施設あり、都内で一番多い施設数です。介護老人保健施設についても14施設ありますが、これも都内で一位です。また、例えば、地域密着

型サービスでいえば、看護小規模多機能型居宅介護も都内で一番多い施設数となっています。そのほか、通所や訪問の事業所が多数ございますので、そういったところで練馬区は充実しているかと思います。

それから、国では、「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金」（インセンティブ交付金）がありまして、この交付金はそれぞれ自治体がどれだけ介護予防や重症化防止等に取り組んでいるのかを指標にしています。様々なチェック項目がありますが、それに関しても、練馬区が都内一位だったということもあります。そういったところでも練馬区の介護サービスは評価できるかと考えています。

#### 【委員】

そのような実績については、区報などでお知らせいただいているのでしょうか。

#### 【高齢社会対策課長】

区報ではお知らせしていないのですが、ホームページには資料や結果を掲載しています。また、本協議会でも、毎年度、結果を報告させていただいています。

#### 【委員】

今のような、努力されている様子は大変ありがたい話だと思います。もっと区民が実感できるようなお知らせをいただいたほうが、皆練馬区に住んでいるということに喜びを感じるのではないのでしょうか。

#### 【会長】

そこはご意見ということでお伺いします。特養をかなり充実させれば、当然、介護保険料は上がります。ある時期はかなり重点的に、施設を3つか4つ、1期の中であつたという時期もありました。そのような意味では練馬区もかなり努力してきたということかと思います。保険料というのは、基本的には議会で決定しますが、経過について本協議会で保険料はこれぐらいが妥当だろうということを議論し、理由を付したうえで、明記していくということも考えていきましょう。このような理由でこれだけの保険料になるということを伝えていければと思います。ある地域では老人保健施設やいわゆる療養型の施設が多く、結果として練馬区の保険料よりもはるかに高いところもあります。それに比べると良識的な数値ではありますが、それでもやはり高いと感じる人もいます。それはなぜかということの説明を検討したらどうかと思います。

#### 【委員】

資料1の1ページの「区の現状」の数字でよく分からないところがあるので、何点か教えてほしいです。「要介護認定者(第1号被保険者)の増加」というところで、要介護認定者が15年間で10.5%くらい増える計算になっていますが、高齢者全体の要介護認定率は、令和7年1月の22.3%から令和22年度には20%に、2.3%低下する数字が記載されているのですが、理由を教えてください。

また、介護保険料の話ですが、令和8年度で月額6,670円から、令和22年度では月額9,400円に上がるというのは、保険料の段階が19段階ある中で、どの位置の保険料なのか教えてください。

そして、保険料は計画によると15年間で約40%上がるシミュレーションになっています。その下の介護給付費は、令和5年度584億円から令和22年度706億円で、これは20%の増加です。保険料のほうが

倍上がるという、ロジックが分からないので、なぜなのか教えていただければと思います。

#### 【介護保険課長】

1点目の、高齢者全体の認定率でございます。(第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6年3月) 6ページ)

令和22年時点では、要介護認定率が20%になる見込みとなっております。(要介護認定率：第1号被保険者(65歳以上の区民)に占める要介護認定者の割合)

令和22年は、団塊ジュニア世代が前期高齢者(65歳)となる年にあたります。この世代が高齢者人口に加わることで、母数が一時的に増加し、結果として要介護認定率が一時的に下がる見込みとなっております。このような人口構成の変化により、要介護認定率が低下するという予測です。

2点目の、月額保険料がどの段階かということです。(同計画書 128ページ)

練馬区では、現在19段階の介護保険料を設定しています。そのうち、基準となる介護保険料は「第5段階」の月額保険料です。資料に記載されている介護保険料は、この第5段階の金額です。

3点目の、介護保険料と介護給付費の増加率の差についてです。(介護保険料：同計画書 129ページ、介護給付費：同計画書 123ページ)

資料に記載されている金額は、第9期計画策定時に行った試算に基づくものです。

まず、介護給付費について同じ条件で比較するため、第9期の2年目にあたる令和7年度と第14期の2年目にあたる令和22年度の推計額を比較します。前者の推計額は624億円、後者の推計額は706億円のため、増加率でみると13%です。

この介護給付費のうち、第1号被保険者(65歳以上)が負担する割合は現在、23%となっています。この23%から実際に負担していただく保険料を算定するにあたっては、更に同計画書P125のとおり、介護保険給付準備基金の活用など様々な上昇抑制を行っています。こうした上昇抑制を行う前の段階における保険料では、9,120円となっています。第14期についても第1号被保険者数の違いなどから調整が行われた後の金額が9,400円となっており、そうした調整を行う前の保険料では10,330円となっています。調整前のそれぞれの金額を比べると増加率は介護給付費と同じく13%となります。

以上のとおり、介護保険料の算定にあたっては上昇抑制等による調整が行われているため、介護給付費の増加率とは相違が生じております。

#### 【会長】

少し分かりにくい点があるかもしれませんが、文書にて「このような仕組みになっている」という内容を記載させていただきます。その文書をお渡ししますので、そちらをご覧くださいほうが、より分かりやすくご説明できるかと思います。よろしいでしょうか。

#### 【委員】

もう1点ですが、資料2の7ページに、認知症やMCIを抱える単身者は2025年から2040年の15年間で250万人から349万人に増えますという記載がありますが、これは約40%増えるという計算となります。この人たちが要介護認定者になるかどうかというのはよく分かりませんが、おそらく、国全体の中で要介護の率というのが増えていくのではないかというイメージの中で、練馬区では、要介護認定率が20%

に下がるというような計画をしているのは、認定率が上がると保険料がもっと上がってしまうからということではないのでしょうか。

#### 【高齢者施策担当部長】

今ご質問のあったところにつきましては、より分かりやすく、文章や第9期計画の何ページをということとはご案内申し上げます。

最後にご質問いただいたところですが、介護保険課長がご説明させていただいた旨は、認定者数全体は高齢者が増えますので認定率は増加するということです。もちろん、認知症の方々もということになります。高齢者人口は機械的に65歳以上の人口が何人いるかということですので、ボリュームゾーンである団塊世代の方が2040年になると、その人の暮らしや生活は何も変わっていないのですけれども、64歳から65歳になったタイミングで、あなたは前期高齢者ですということになってまいります。そのため、母数が増えることになります。母数が増えますが、一般的に65歳になった高齢者の方は元気な方が多いため、その母数の比較で見ると認定率は下がるということです。私たちも、認定率が下がったからいいということではなくて、そういったサービスを必要とする方々の絶対数が増えるということは事実ですので、それを踏まえて中長期的にどういった施策、事業を展開していかなければならないのかを、こういった場も借りながら議論していくというところでございます。

先ほどご指摘がありました、私たちが区民の方々に介護保険制度の仕組みや、なぜ練馬区がこういう保険料を設定しているのか、介護事業者の皆様を含めて、練馬区ではこれだけ努力されているというアピール、周知が十分かと言われれば、まだ十分ではないのだろうというところが反省点としてございます。この点につきましては、不断の努力といいますか、より分かりやすいように周知できるように変えていきたいと思っております。皆様からいただいた意見というのが、まさに区民の方々の生の声だと思って受け止めさせていただきます。

#### 【委員】

先ほど練馬区では特別養護老人ホームの数が非常に多いというお話がありました、今、重要な問題として人材不足があるかと思えます。特別養護老人ホームを充実させるには、多くの介護職員が必要だと思えますが、37か所あるという特別養護老人ホームが、どの程度対応しているのか、どの程度満床になっているのか、どの程度職員の方々が集まっていらっしゃるのかをお聞きしたいです。

#### 【高齢社会対策課長】

現在、特養の稼働率は、37か所の平均で95%です。介護人材が足りなければ受入れもなかなかできないという状況が出てきてしまいましたが、練馬区の特別養護老人ホームにおいては、現在そのような状況はないと思っていただいてよいかと思っております。

#### 【委員】

質問ではありませんが、練馬区は、特別養護老人ホームが37か所あり、施設数だと都内1位だと思えますが、面積の比率で見たら、23区の中で5番目だったかと思えます。土地も広くて、畑や牧場もあるくらいなので、「施設数が一番多い」とだけ言うのはいかがなものかと思えます。

【会長】

ご意見ということでよろしいでしょうか。

【委員】

今の意見と似通っているのですが、施設数ではなく、人口に対する比率で出せないのかなと思います。

【会長】

基本的には高齢者人口の中でどのくらい入所できるのかという割合は出ます。

【高齢施策担当部長】

練馬区内の特別養護老人ホームは、すべて「広域型」であり、練馬区民に限らず全国から申込みが可能です。また、練馬区民であっても、区外の特別養護老人ホームへの申込みが可能となっています。

練馬区では誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、特別養護老人ホームの整備を区内に積極的に進めてきた結果、都内で最も多くの施設数を有しており、様々な施設を選択できる環境にあると考えております。

高齢者基礎調査では、入所申込みをした特別養護老人ホームを選択した理由として、「自宅から近い」(59.5%)が最も高く、次いで「家族が面会に来る際に交通が便利」(40.2%)となっています。

委員のご意見を踏まえ、高齢者人口(令和7年1月1日現在)に対する定員の割合を試算いたしました。高齢者人口が多い自治体はその割合が低くなり、高齢者人口が少ない自治体は高くなる傾向を踏まえて、高齢者人口が15万人を超える特別区内の自治体と比較したところ、次のようになりました。

練馬区は高齢者人口では4番目、高齢者人口に占める定員割合では2番目となっております。

| 自治体  | 高齢者人口     | 高齢者人口に占める定員割合 |
|------|-----------|---------------|
| 世田谷区 | 190,088 人 | 1.17%         |
| 足立区  | 168,751 人 | 2.08%         |
| 大田区  | 164,067 人 | 1.12%         |
| 練馬区  | 163,937 人 | 1.68%         |

もう1点、補足させていただくと、先ほど会長もおっしゃっていましたが、従前、練馬区が特別養護老人ホームの整備に力を入れたというところがございます。これは高齢者人口が多いのももちろんですが、待機なさっている方が2,000人を超えるような状況で、現実的にはなかなか特養に入れ、入りづらいということもございました。土地の話もございましたが、練馬区では都心区に比べれば、畑や土地に余裕が当時はあったということです。また、練馬区も区有地を転用して特養などを整備してきたところで、特養のニーズが大きく上がった際に、まずそこに力を入れなければということで整備を加速させたということです。そういった状況が少し落ち着いてきて、今、待機なさっている方は800人ちょっとです。大体1年ぐらいあれば特養に入れる。そしてまた大きく変わっているのが、在宅のサービスが非常に充実しておりますので、人によってはほぼ寝たきりの生活の方でも介護サービスを使って在宅でサービスの提供を受けている、そのように状況も変わってきておりますので、トレンドや時代の趨勢というのが少しずつ変わってきているのかなと考えております。今いただいたご質問などは整理してご案内させていた

だきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 【委員】

資料1、2で気になったことがあるのですが、2020年に社会福祉法が改正されました。自治体の義務として包括的な支援体制の整備があります。その中の手法の1つとして重層的支援体制整備事業がうたわれています。高齢者、障害者、生活困窮者、ヤングケアラーへの支援もやっていますし、介護予防の街かどケアの充実をやっていますが、ここで話すことは福祉部門が中心となるのですが、福祉部門だけではなくて、教育やまちづくり部門と連携させてと、国も言っています。その辺は今どういう状況なのか、教えてください。

#### 【高齢施策担当部長】

全体的話ということで、私からご説明いたします。

まず、法令の制度が変更となり、各自治体の協議会や体制整備を進めるということになっております。現状、練馬区においては、重層的支援を進めるために、福祉部門・高齢部門・教育部門・住宅部門、こういった関係の部課長が集まって協議する場を設けております。そして、区民の方からの個別のご質問や個別の支援策を各分野が単独でやるのではなくて、お互いに調整しながらやっていく、そういった調整を担うキーパーソン的な職員、公務員を配置しております。また、ヤングケアラーのお話に関しては、学校現場、教員の方と一緒に考えなければなりません。練馬区の教育委員会から学校の先生方への研修の実施やクラスの中で少し気になるお子さんへの支援といった取組です。今日全てはご案内できませんが、委員がおっしゃるような、所管の枠を超えた横の連携というものが大切なことですし、それに向けて取り組んでいるのが現状です。

#### 【会長】

そういう意味では、今回の議論の中における位置づけ、重層的支援体制整備をどのように位置づけるかということは当初から議論していただく必要があります。他方、それに合わせていきますと、孤立・孤独の問題がかなり深刻になってきており、身寄りのない高齢の方たちが地域にたくさんいらして、その方たちをどうしていくのかという課題があります。例えば、資料1の6ページに「施策の検討イメージ」が書いてありますが、施策2の終身ケアがかなり大きなテーマにもなってきて、お亡くなりになることや葬儀のことも含めて、どのように議論していくのが重要です。これは、いわゆる日常生活自立支援事業や地域福祉権利擁護事業の中で対応するというような仕組みを国は考えています。しかし、財源論もなく、社会福祉協議会に対応を丸投げということでは、現場は混乱してしまいます。横須賀市のようにかなり先駆的に行っている自治体もありますから、練馬区として終身ケアの議論が必要であると思います。

また、経済的困窮、働かなければならないという高齢者も少なくないという数字にも出ていましたが、生活困窮や経済的に厳しい状況にある方に対する仕組みはどうするのかも重要です。これは全く介護保険と関係ないもので、国の動きからすると議論に入っていませんが、地元の自治体としてはそれを見逃ごせないということもあると思います。高齢者保健福祉計画の中に位置づけることも重要ではないかと思います。周辺の様々な課題を本協議会でとらえ、他の計画等と関連付けるという議論をしないと、悲惨な状況に置かれている住民に十分な対応ができないと思いますので、それは次回までの要望として申し上げ

ます。私は、4つの自治体で議論していますが、2自治体はこの点についても踏み切りました。練馬区ほどの規模の大きい自治体ですから、検討いただきたいというふうに申し上げて、課題として出させていただきます。

では、議題（2）練馬区高齢者基礎調査等について、高齢者社会対策課長より説明をお願いします。

【高齢社会対策課長】

<資料3 練馬区高齢者基礎調査 調査項目（たたき台）の説明>

【会長】

事業所調査がありますが、そこで十分把握しているか、もしくはこの調査の質問だと答えにくいということがあればおっしゃっていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

事業者の方で、ここを調べてもらうといいというようなことはありませんか。

【委員】

事業所の「職種別従事者数」や「職種別の従業員の過不足状況」という項目はありますが、仕事に従事されている方が平均してどのくらい勤続しているかを知りたいです。例えば3か月で入れ替わる事業所と平均して3年から10年いる事業所とはニュアンスが違ってくると思いますが、いかがでしょうか。

【高齢社会対策課長】

令和4年度に実施した高齢者基礎調査において、以下のとおり把握しております。今年度を実施する調査でも、引き続き設問とする予定です。

① 従業員の勤続年数の状況

練馬区高齢者基礎調査等報告書（令和5年3月）139ページ

職種別従業員数<勤続年数別>

（報告書 抜粋）

○勤続年数は、「1年未満」が14.0%、「1年以上3年未満」が20.9%、「3年以上10年未満」が40.8%、「10年以上」が24.3%となっている。

○職種別でみると、『訪問介護員』は“3年未満”（「1年未満」と「1年以上3年未満」の合計）が2割半ばとなっている。一方、『介護職員』は“3年未満”が約4割となっている。

## ② 離職者の勤続年数

同報告書 167 ページ

(報告書 抜粋)

- 1年間に離職した者の勤務年数をみると、訪問介護員と介護職員の2職種合計では、離職者のうち「1年未満の者」が35.9%、「1年以上3年未満の者」が30.6%、「3年以上の者」が33.5%となっている。
- 訪問介護員は「1年未満の者」が21.9%、「1年以上3年未満の者」が24.0%、「3年以上の者」が54.1%となっている。
- 介護職員は「1年未満の者」が40.8%、「1年以上3年未満の者」が32.9%、「3年以上の者」が26.2%となっている。
- 介護支援専門員は「1年未満の者」が38.7%、「1年以上3年未満の者」が12.9%、「3年以上の者」が48.4%となっている。

### 【会長】

共通の悩みとして共有される部分でもありますし、重要な視点だと思います。まだ、主要なケアワーカーなどで聞くのはいいと思いますが、職種によって何年と聞くとかなり複雑になると思います。今は派遣の問題もあって、財源の話にも関わってくるので、そのあたりは人材確保の観点からも、どこかで明らかにしていく必要があると思います。実際、事業所では人を確保しても、数か月で辞めてしまうという状況が続いていて、本当に大変な思いをされています。そういう現場の声は、きっとどこかで聞くことになると思いますし、大きな社会問題になっているとも感じています。

## 3 閉 会

### 【会長】

では、一応議題がほぼ終わったところで、事務連絡をしていただきたいと思います。今の段階ではまだ次回日程が決まっておきませんので、また改めて調整させていただくとのことです。本来はここで決めたほうが皆さんも集まりやすいと思うのですが、できるだけ早く対応していただきたいと思います。

### 【高齢施策担当部長】

本日も限られた時間ではありましたが、様々なご意見・知見をアドバイスいただきまして真にありがとうございます。利用者の方、区民の方、事業者の方、それぞれ共通してお話しなさっているのは、介護の人材をいかに確保していくのかというところかと思っております。これも会長から、この処遇改善について保険者である練馬区が、基礎的自治体としてどのように関わっていくのかという重いテーマというものもお話をいただいているところです。

まず、既に報道されているところですのでご存じかと思いますが、政府の骨太の方針の閣議決定の中で介護、障害、医療ともども、いわゆる処遇改善を他の産業、職種並みにということを閣議決定でははっきりとうたっております。これは政治の世界も絡んできますから、また、つい先日の選挙の結果もあります。この処遇改善をしていくということは給付の上昇と保険料の上昇とを一緒に議論をし、国民の理解、

区民の理解を得なければ、絵に描いた餅になってしまうのではないかと考えているところでございます。

先般申し上げましたが、いよいよ人口減少社会というものが待ったなしだということを、私たちも目の前にあるものということで議論、検討していかなければならない。そして、それに向けた第一ステップとして基礎調査を進めていきたいというところでございます。

もう1点、いわゆる身寄りのない高齢者の方々について、孤独・孤立対策推進法という法の枠組みの中でうたわれておりますが、今まで高齢者の方、ご家族が離れたところにいらっしゃる独居の方であっても万が一の際のことやその後のことについて、ご家族のキーパーソンの方に、お話ができました。今後、現実化していくのは、そのキーパーソンの方もいない、身寄りのない高齢者の方が、半数ぐらいになるのではないかとことです。どのタイミングかは別として、私ども高齢の担当部や福祉部、あと社会福祉協議会、別の検討の場の中で検討に着手したところです。いずれかの時期で、この場でもご報告、ご案内できればと思っております。

本当に暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。暑い時期を乗り越えて、また10月に皆様とお会いしたいと思っております。健康にはご留意いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【会長】

これをもちまして、第4回練馬区介護保険運営協議会を閉会します。